書式１

施工管理業務委託契約書

（契約番号　　）

１．業　務　名　　○○自動車道　○○施工管理業務

２．履 行 場 所　　○○事務所

３．履 行 期 間　　令和　　年　　月　　日から
　　令和　　年　　月　　日まで

４．業務委託料　　円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

５．契約保証金　　円
【注：上記業務委託料の１０分の１を記載（１円未満の端数切上げ）すること。「免除」と記載してはならない。】

６．第１条第１項に定める仕様書　　「施工管理業務共通仕様書」（東日本高速道路株式会社）

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。【施工管理共同体を結成する場合】また、受注者が施工管理共同体を結成している場合には、受注者は○○自動車道○○施工管理業務施工管理共同体協定書により施工管理業務委託契約書を共同連帯して行う。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所
　　氏　名　　印

受注者　　住　所
　　氏　名　　印
【施工管理共同体を結成する場合】
施工管理共同体の名称
　　○○自動車道○○施工管理業務施工管理共同体

受注者　　住　所
（代表者）　氏　名　　印
受注者　　住　所
　　氏　名　　印

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、頭書の施工管理業務の委託契約に関し、この委託契約書（以下「この契約書」という。）並びに設計図書（頭書記載の仕様書のほか、別冊の図面及び仕様書、入札者に対する指示書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の施工管理業務（以下「業務」という。）を善良な管理者の注意をもって実行し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
３　発注者は、業務の適正かつ円滑な実施のため、業務に関する内容提示を受注者または受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者または受注者の管理技術者は、当該内容に従い業務を行わなければならない。
４　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合または前項の提示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
11　この契約に係る訴訟の提起または調停（第 50 条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
12　受注者が施工管理共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を施工管理共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該事業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）
第２条　この契約書及び仕様書等に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、口頭で指示を行った日の翌日から 7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（内訳明細書及び資金計画書）
第３条　受注者は、この契約を締結した日の翌日から 14 日以内に、設計図書に基づいて業務内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）及び内訳明細書の項目並びに業務体制資料の業務実施体制に基づく月別資金計画書（以下「資金計画書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　発注者は、前項により提出された内訳明細書及び資金計画書について、著しく不合理若しくは故意にわい曲されたと認められる内容または計算の誤りが確認された場合は、受注者に対し、内訳明細書及び資金計画書の修正を請求することができる。
３　この契約書の他の条項の規定により履行期間または設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して内訳明細書及び資金計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約を締結した日の翌日から」とあるのは「当該請求があった日の翌日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　内訳明細書及び資金計画書は、契約書の他の条項の規定において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の成立後速やかに、この契約が発効するために必要な保証を、次の各号の一により付さなければならない。ただし、第三号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

二　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（ただし、金銭的保証に限ることとし、役務的保証を含むものは認めない。）

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、第 51 条に定める電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす

３　第１項の保証に係る保証金額または保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。

４　第１項の保証は、第 46 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

２　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委任等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して、または発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、または請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督員）

第７条　発注者は、監督員を置くものとし、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に定める権限を有する。

一　業務の適正かつ円滑な実施のための受注者または受注者の管理技術者に対する業務に関する内容提示

二　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出または質問に対する承諾または回答

三　この契約の履行に関する受注者または受注者の管理技術者との協議
四　設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3　発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第2項の規定に基づく監督員の内容提示、承諾または回答は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第8条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2　受注者が施工管理共同体を結成している場合、施工管理共同体の代表者に所属する者を管理技術者としなければならない。なお、管理技術者を変更する場合も同様とする。

3　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の履行場所に常駐し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（地元関係者との交渉等）

第9条　地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第10条　受注者が業務のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第11条　発注者は、管理技術者または受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定により請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日の翌日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日の翌日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第12条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第13条　発注者が受注者に貸与し、または貸付する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日の翌日から 7 日以内に、発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。
3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
5　受注者は、故意または過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、または返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（庁舎等の使用）
第 14 条　受注者は、発注者との賃借契約（使用貸借契約を含む）に基づき、庁舎等を使用することができる。
2　前項の使用に際し、賃借契約（使用貸借契約を含む）に要する費用は、設計図書に定めるものとし、受注者が負担する。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の履行義務）
第 15 条　受注者は、業務の内容が設計図書または発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合（以下この条において「不適合」という。）において、監督員がその不適合の修正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）
第 16 条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
一　図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
二　設計図書に誤謬または脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること。
五　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら同項各号に定める事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了日の翌日から 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4　前項の調査の結果により第 1 項各号に定める事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。
5　前項の規定により設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）
第 17 条　発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書または業務に関する内容提示（以下本条及び第 19 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）
第 18 条　現場業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾等を得ることができないため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより業務実施場所の状態が著しく変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させなければならない。
２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させることができる。
３　発注者は、前２項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、または受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）
第 19 条　受注者は、設計図書等について、技術的または経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、または発案したときは、発注者に対して、当該発見または発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
３　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間または業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）
第 20 条　受注者は、その責めに帰さない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）
第 21 条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）
第 22 条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 20 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）
第 23 条　業務委託料の変更については、内訳明細書に記載のない項目が生じた場合または内訳明細書によることが不適当な場合にあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、内訳明細書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知するものとする。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日の翌日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金または物価の変動に基づく業務委託料の変更）
第 24 条　発注者または受注者は、履行期間内で契約締結の日の翌日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
２　発注者または受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務代金額（業務委託料額から当該請求時の第 12 条で確認された履行状況に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務代金額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残業務代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額に対し、業務委託料の変更に応じなければならない。
３　変動前残業務代金額及び変動後残業務代金額は、仕様書で定める基準日において、別途発注者と受注者とが協議して定めた金額を基にして発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知し業務委託料の変更を行うものとする。
４　第１項の規定による請求は、本条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第１項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条第１項に基づく業務委託料変更の請求を行った日」とするものとする。

（精算）
第 25 条　発注者が設計図書に定める経費については、設計図書において定める金額の範囲内で、業務完了後に精算するものとする。
２　前項の経費について、受注者は履行期間満了の日の翌日から 14 日以内に精算調書を発注者に提出するものとする。

（臨機の措置）
第 26 条　受注者は、現場業務を行う場合において、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
３　発注者は、災害防止その他業務を実施する上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
４　受注者が第１項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置）
第 26 条の 2　受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行わなければならない。
２　受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。

3　発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。
4　受注者は、不当介入を受けたことにより業務に支障が生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）
第 26 条の 3　発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。
一　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。または、過去に反社会的勢力でなかった。
二　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。
三　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力または関与する行為はしない。
四　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。
五　発注者または受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉をき損せず、また、相手方の業務を妨害しない。
2　発注者または受注者は、前項各号に定める事項に係る事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。
3　発注者または受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人（受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前２項の規定を遵守させる。
4　発注者または受注者は、この契約の相手方が前３項に定める誓約に違背したとき、または違背の事実を知ったときは、第 39 条または第 42 条に基づき、この契約を解除する。

（一般的損害）
第 27 条　業務の実施につき生じた損害（次条第１項、第２項または第３項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第 28 条　業務の実施につき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示または貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
3　現場業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、現場業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
4　前３項の場合その他業務の実施につき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（その他の損害）
第 29 条　受注者が、善良な管理者の注意義務を怠り、本業務の本旨に従った履行をしなかったことで、物的損害、人的被害、設計・工事遅延などの損害が発生した場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。
2　前項の損害は、次に掲げるものとする。

一　発注者の指示・承諾に基づかない発注者の発注に係る調査等及び工事（以下「工事等」という。）の請負人への監督権限行使により生じた損害
二　受注者の誤った指示により生じた損害
三　本業務の本旨に従った履行を怠ったことにより、工事等の実施に支障が生じた損害

3　受注者が損害を賠償する場合の負担額または賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第 30 条　発注者は、第 15 条から第 21 条まで、第 26 条、第 27 条または第 28 条の規定により業務委託料を増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額または負担額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査）

第 31 条　受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の通知及び第 25 条に規定する精算調書の提出を受けた日の翌日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、その後、遅滞なく当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前２項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第 32 条　受注者は、前条第２項（同条第３項後段の規定により準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を発注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限の日の翌日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第 33 条　受注者は、業務の完了前に、受注者が既に実施した業務（以下「実施業務」という。）に相応する業務委託料相当額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る実施業務の確認を発注者に請求しなければならない。

3　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日の翌日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4　受注者は、第３項の規定による確認の通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日の翌日から 20 日以内に部分払金を支払わなければならない。

5　部分払金の額は、第３項の検査により確認を受けた業務に対し、資金計画書に基づき行うものとする。

6　部分払の請求は、毎月 1 回を限度に行うことができる。

（第三者による代理受領）
第 34 条　受注者は、発注者の承諾を得て、業務委託料の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条または前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（部分払金の不払に対する業務中止）
第 35 条　受注者は、発注者が第 33 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部または一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、または受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（債務不履行に対する受注者の責任）
第 36 条　受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、または履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
２　前項において受注者が負うべき責任は、第 31 条第２項または第 33 条３項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
３　第１項の規定による履行または損害賠償の請求は、第 31 条の規定により業務が完了した日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は、起算日から 10 年以内又はその違反を知った日の翌日から 5 年以内とする。
４　発注者は、業務完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求または損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
５　第１項の規定は、受注者の契約違反が設計図書の記載内容、発注者の指示または貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）
第 37 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条または第 39 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）
第 38 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときには、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき又は業務を停止したとき。
二　管理技術者を配置しなかったとき。
三　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第 39 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第５条第１項の規定に違反して業務委託代金債権を譲渡したとき。
二　受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
三　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
四　当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
五　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
六　暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託代金債権を譲渡したとき。
七　第 41 条又は第 42 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
八　受注者が当該業務の契約における参加資格を満たしていないことが判明したとき。
九　受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。
十　受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第40条　第38条各号または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）
第 41 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合は、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）
第 42 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第 17 条の規定により発注者が業務の内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
二　第 18 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を

超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 43 条　第 41 条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 44 条　契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が解除の日までに実施した業務及び第 25 条に定める経費の検査を行う。

3　受注者は、前項の検査に合格した場合は、発注者に対し、契約が解除された日までに受注者が業務を履行した部分に相応する業務委託料（ただし、第 33 条に基づく部分払いをしているときは、当該部分払金の総額を控除した額。以下「既履行部分」という。）及び第 25 条に定める経費を請求することができる。

4　前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 45 条　受注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、業務履行場所に受注者が所有または管理する物件（第 6 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、または請け負った者が所有または管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、業務履行場所を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4　第 2 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または業務履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分または業務履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分または修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5　第 1 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については契約の解除が第 38 条、第 39 条または次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 37 条、第 41 条または第 42 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第 46 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　第 38 条または第 39 条の規定により、業務の履行完了後にこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第 38 条または第 39 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二　業務の履行完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続きの決定があった場合において、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4　第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5　第 2 項の場合（第 39 条六号及び十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条各号に定める契約の保証による担保の提供が行われているときは、発注者は、当該担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 46 条の２　受注者が、次の各号に定める場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料額（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。次項において同じ。）の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取消された場合を含む）。

二　納付命令または独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条または第８条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令または排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条または第８条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。次項第二号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６または独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第一号に規定する刑が確定したとき。

2　この契約に関し、受注者が、前項第四号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれか一に該当したときは、前項に規定する業務委託料の 10 分の１に相当する額のほか、業務委託料の 100 分の５に相当する額を違約金として、または、受注者が、前項第四号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれか二以上に該当したときは、前項に規定する業務委託料の 10 分の１に相当する額のほか、業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第一号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

二　前項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
三　前項第四号に規定する刑に係る確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員または使用人として違反行為に関与していた事実が明らかになったとき。
四　受注者が刑法第 96 条の６第１項、第２項及び第 198 条並びに独占禁止法第３条の規定に抵触する行為は行わない旨の競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款に同意しているときまたは誓約書を提出しているとき。

（受注者の損害賠償請求等）
第 47 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
一　第 41 条または第 42 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
２　第 32 条第２項の規定による業務委託料の支払いまたは第 33 条第４項の規定による部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（保険）
第 48 条　受注者は、設計図書に基づき保険を付したときは、当該保険に係る証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）
第 49 条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者が指定する期限の日の翌日から業務委託料支払いの日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）
第 50 条　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人を選定し、当該調停人のあっせんまたは調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者及び受注者が折半し、その他のものは発注者及び受注者がそれぞれ負担する。
２　前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人または受注者から業務を委任され、または請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第２項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第４項の規定により発注者が決定を行った後、または発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせんまたは調停の手続を請求することができない。
３　第１項の規定にかかわらず、発注者または受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前または手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）に基づく訴えの提起または民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 51 条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（この契約書において「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第 52 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。